

## 第 1 1 5 号議案

足立区総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区総合スポーツセンター条例（昭和 5 3 年足立区条例第 5  
0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「振興」の次に「及び共生社会を構築するための障がい者  
スポーツの支援」を加える。

第 4 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号  
とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 障がい者スポーツの推進に関すること。

第 7 条中「啓蒙」を「啓発」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（障がい者の使用施設）

第 7 条の 2 スペシャルクライフコート（障がい者スポーツ支援施設）  
は、障がい者（区長が認める者を含む。以下この条において同じ。）  
の使用する施設とする。

2 前項の施設を貸切りで使用しようとする者は、規則で定めるところ  
によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の施設を障がい者が貸切りで使用していないときは、一般  
の利用に供するものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の施設の使用については規則  
で定める。

第 8 条第 1 項中「総合スポーツセンターの施設等」を「前条に定め  
るもののほか、総合スポーツセンターの施設等（スペシャルクライフ  
コート（障がい者スポーツ支援施設）を除く。）」に改める。

第2条 足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例（令和2年足立区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に1号を加える改正規定中「スペシャルライフコート」を「スペシャルライフコート（障がい者スポーツ支援施設）」に改める。

付則中「令和2年10月30日」を「令和2年11月1日」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和2年11月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（提案理由）

スペシャルライフコートの名称を変更し、使用に関する規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。